

令和元年度 事業報告

I 商品先物取引業界の動向及び本会の動静

令和元年度（2019年度）における商品先物取引業界及び本会の特徴的な出来事を以下に掲げる。

1. 商品先物取引の動向

- (1) 本年度の国内商品取引所の総出来高（オプション取引を除く。）は、2,166万8,811枚で、昨年度（2,127万6,064枚）に比べ1.9%増加した。
市場別で見ると、貴金属市場は1,659万4,508枚で昨年度（1,394万3,700枚）に比べ19.0%増加し、石油市場は330万2,993枚で昨年度（509万8,287枚）に比べ35.2%減少した。
- (2) 本年度の店頭取引の商品CFD取引（以下「店頭商品CFD取引」という。）の取引件数は、3億1,846万6,294件（昨年度2億8,280万6,390件）、取引金額は9兆9,358億9,200万円（8兆865億1,800万円）であった。
- (3) 4月、主務省は、平成18年度から毎年行なわれ今回で13回目となった「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」について、平成30年度の報告書を公表した。
- (4) 8月7日、農林水産省は、大阪堂島商品取引所によるコメ先物取引の試験上場を2年延長する旨の申請を認可した。
- (5) 8月9日、主務省は、東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）の電力先物の試験上場に係る業務規程等を変更する旨の平成31年3月27日付申請を認可した。
- (6) 8月14日、主務省は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策の実効的な体制整備を図る観点から、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の一部改正を行うとともに、「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を新たに制定・施行した。
- (7) 8月29日、第二種特定商品市場類似施設で取引することのできる商品を指定する省令第164条の第12号に電力を追加する旨の省令改正が行われ、同日付けで公布、施行された。
- (8) 9月17日、TOCOMは、エネルギー市場に電力先物を試験上場した。
- (9) 10月28日から11月15日の間、各国のマネー・ローンダリング対策を調査する金融活動作業部会（FATF）は、第4次対日相互審査を実施した。

2. 総合取引所

- (1) 平成31年3月28日、TOCOMと日本取引所グループ（以下「JPX」という。）は、経営統合の実現を目指すことについて基本合意書を締結した。

本年度における総合取引所に関連する主な出来事は、次のとおりである。

- ① 6月6日、第46回規制改革推進会議において、「規制改革推進に関する第5次答申」が出さ

れた。この答申の「総合取引所の実現」の<実施事項>の中で、「TOCOMに上場されている貴金属等の大阪取引所への移管及び日本証券クリアリング機構への清算一元化については、2020年度上半期を目途に移管できるよう、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。」とされた。

- ② 8月5日、金融庁・財務局による「金融商品取引業新規登録手続きについて」及びJPX・日本証券業協会による「総合取引所に関する説明会」が開催され、TOCOMから大阪取引所への商品移管について、令和2年7月27日を本番稼働と想定している旨の説明があった。
 - ③ 11月1日、JPXがTOCOM株式の全部を取得し、TOCOMはJPXの完全子会社となった。
 - ④ 11月20日、日本証券業協会は、総合取引所への移行に伴う定款の一部改正案及び自主規制規則等の改正等（要綱）について、パブリックコメントの募集（12月19日まで）を行った。
 - ⑤ 2月6日、日本証券業協会による「総合取引所への移行に伴う外務員登録等に関する説明会」が開催された。
 - ⑥ 2月10日、金融庁は、総合取引所における取引開始に向けて、商品関連市場デリバティブ取引についての留意事項を定めた「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正について、パブリックコメントの募集（3月11日まで）を行った。
 - ⑦ 3月1日、日本証券業協会は、改正した定款及び自主規制規則等を施行した。
- (2) 本会は、このような動きの中で、日本証券業協会が大阪取引所に移管される商品のみを取り扱う第一種金融商品取引業者を特定業務会員と位置付けることとしたのを受け、会員が円滑に移行できるよう日本証券業協会と、同協会の自主規制規則の改正等に関して意見交換を行うとともに、同協会が実施する、商先外務員等が円滑に証券外務員等の資格を得るための特例措置に係る研修事業への支援、証券外務員の登録申請に係る審査を円滑に進めるための支援等に関して同協会と業務委託契約を締結した。

3. 本会の動静

- (1) 本年度に取り組んだ主な事業の特徴的な事柄は、次のとおりである。

① 自主規制に係る事業

内部管理責任者制度について、内部管理責任者及び営業責任者の資格要件である内部管理責任者等研修（内部管理責任者等資格者に対するフォローアップを含む。）を4回（東京3回、大阪1回）、内部管理総括責任者等研修を1回（東京）開催したほか、同制度の定着を図る観点からその取組状況に関するモニタリング（監査）を会員6社に対して実施した。

また、4月1日から「反社会的勢力の排除に関する規則」及び「反社会的勢力照会制度の利用規約」を施行するとともに、会員からの顧客の反社会的勢力への該当性に係る照会制度の運用を開始した。

② 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報を随時発信した。

③ 外務員登録・資格試験等に係る事業

主務大臣から委任されている外務員の登録に係る事業では、新規登録、登録更新、登録抹消を行うとともに、外務員登録資格試験及び登録更新講習を実施した。

- (2) 財政については、厳しい業界情勢が続く中、各種事業を効率的に行うよう努めた結果、本年度決算における事業活動支出は2億5,483万円余りとなり、当初収支予算（約3億962万円）から約5,479万円、3月18日に決定した変更収支予算（2億5,862万円）から約378万円削減し、次期へ約5,529万円繰越すこととなった。

Ⅱ 事業計画、会費・予算及び協会運営等

1. 本年度の事業計画

本年度は、①秋にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準を策定する金融活動作業部会（FATF）の第4次対日相互審査が予定されていることから、会員が直面しているリスクを特定、評価し、そのリスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」）による管理体制を構築し、維持する取組みについて、主務省と連携して支援すること、②内部管理体制と運用状況のモニタリング（監査）、顧客等からの苦情の解決及び紛争の仲介、外務員の登録や資格試験等の運営などの自主規制機能を発揮し、引き続き会員のコンプライアンス水準の向上への自主的な取組を支援すること、③総合取引所構想について、関係者の協議で得られる結論を踏まえて、その内容に応じて協会運営のあり方を含め、必要な対応について検討することを基本方針に事業計画を作成し、第32回臨時総会（平成31年3月13日開催）において決定した。

事業計画は次のとおり。

1. 自主規制に係る事業

(1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理体制と運用状況に関するモニタリング（監査）の着実な実施
- ② 勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準の向上支援
- ③ 内部管理責任者等資格研修（内部管理責任者等資格者に対するフォローアップを含む。）、内部管理総括責任者等研修の充実
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
- ⑤ 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
- ⑥ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
- ⑦ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
- ⑧ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

(2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備

- ① 自主規制ルールの整備
- ② 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底

(3) 会員の監査

- ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
- ② インターネット取引に関する社内監査の支援

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を活かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情処理・紛争仲介業務の支援システムの改修
- (5) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (6) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (7) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 学習方法の支援及び試験内容の見直し
 - ② テキストの改訂
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の充実
 - ② 外務員等の教育用教材の制作

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) ロゴマークの活用やパンフレットによる協会の周知
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

5. その他

総合取引所構想の方向性に対応した協会運営の検討

2. 会費及び予算

- (1) 会費体系、会費の額

会費体系については、「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」（平成31年3月13日施行、以下「会費の支払い方法について」という。）に基づいて、会費は、定額会費及び比例会費をもって構成することとした。

会費の額については、定額会費を140,000千円、比例会費を150,000千円とし、会費額の算出条件は次のとおりとした。

【算出の基礎となる条件】

- ・本年度の会員数の見込み 45社
- ・会費必要額 2.9億円
- ・定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額1.4億円、比例会費対象額1.5億円

【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 3,111,100円（1.4億円÷45社 百円未満切り捨て）
- ・比例会費 （計算式は下のとおり ※1）

一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額 (※2、※3)	×	比例会費対象額 (1.5億円)
全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額 (29,756,146千円 ※3)		

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0」。

※3 各会員からの平成30年1月から12月の営業収益の報告額をもとに算出。（年の途中から事業を開始した会員は、事業を行った月の営業収益の月平均額を12倍にした額で算出。）

(2) 当初収支予算

当初収支予算は、会費総額を290,000千円、手数料収入等7,552千円として、収支同額の343,265千円（前年当初予算357,511千円）とした。

(3) 変更収支予算

本年度中の収支見込みに変更が生じたため、変更予算を作成した。これは次年度への繰越金額の概算を算出し、収支予算を策定するために行うものでもある。第85回総務委員会（2月6日開催）で検討を行い、第167回理事会（2月25日開催）の審議を経て、第33回臨時総会（3月18日開催）において承認された。

① 収入

年度内に4社の脱退（ただし、1社は3月30日に脱退）があり、会費収入は減額となった。これにより、変更収支予算は6,375千円の減収となり、当初収支予算の事業活動収入合計の297,552千円から291,177千円となった。

② 支出

予算の執行にあたっては、例年どおり年度当初から各事業の実施方法をきめ細かく検討し、効率的な事業を実施することにより事業費及び管理費とも最大限の削減に努めた結果、事業費支出と管理費支出の合計である事業活動支出計は、当初収支予算240,507千円のところ、変更収支予算では198,022千円となり42,285千円の削減となった。

また、総合取引所に対応し、今後の協会運営の安定のため、運営準備積立資産へ20,000千円、次期のシステム更新に対応するための費用としてシステム更新等準備積立資産へ1,800千円の積み増しを行った。

③ 次期繰越収支差額

以上の結果、変更収支予算における当期収支差額は4,984千円のマイナスとなったが、平成30年度からの繰越収支差額56,840千円を加味すると、次期繰越収支差額は51,856千円となった。

3. 協会運営

(1) 令和2年度の会費の取り扱いについて

令和2年7月27日にTOCOMから大阪取引所への商品の移管が行われた場合、当該商品は金融商品取引法の適用を受けるため、本会の比例会費を算出する会員の商品先物取引業に係る営業収益から控除する必要があること、及びその想定の下での会費の在り方について、「日本商品先物取引協会の今後の運営方針」及び「令和2年度の会費の取り扱い」として取りまとめ、会員代表者懇談会（9月30日開催）の議論を経て、第164回理事会（10月9日開催）において決定された。

(2) 働き方改革に伴う内部諸規程の一部改正

平成31年4月に施行された改正労働基準法において、年5日の年次有給休暇の確実な取得が使用者に義務付けられたこと、平成22年4月に施行された改正労働基準法において、年次有給休暇を有効に活用できるよう、労使協定により5日の範囲内で時間を単位とした年次有給休暇を与えることができるとされたことを踏まえ、就業規則及び給与規程の一部を12月25日に改正し、1月1日から施行した。また、この改正内容について、第166回理事会（1月29日開催）において報告した。

4. 役員・委員会委員の異動

(1) 役員 of 異動

本年度の役員 of 異動は次のとおりであった。

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	藤崎一彦	(株)みずほ銀行	辞任	R1. 6. 18
理事	三村光代	会員外	辞任	R1. 6. 18
理事	有山雅子	会員外	新任	R1. 6. 19
理事	中村信明	(株)三井住友銀行	新任	R1. 6. 19

(2) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、あっせん・調停委員会及び外務員登録等資格委員会については、4月7日に任期満了に伴う新たな委嘱を行った。

委員会名		氏名	事由	年月日
自主規制委員会	委員	渡邊 謙	辞任	H31. 4. 24
	委員	中川 俊和	新任	R1. 5. 7
	委員	中川 俊和	辞任	R1. 6. 18
	委員	後藤 拓	新任	R1. 6. 25
	委員	河島 毅	辞任	R1. 6. 27
	委員	先崎 和彦	新任	R1. 7. 5
総務委員会	委員	渡邊 謙	辞任	H31. 4. 24
	委員	中川 俊和	新任	R1. 5. 7
	委員	中川 俊和	辞任	R1. 6. 18
	委員	三村 光代子	辞任	R1. 6. 18
	委員	有山 雅子	新任	R1. 6. 25
	委員	後藤 拓	新任	R1. 6. 25
あっせん・調停委員会	委員	饗庭 靖之	再任	H31. 4. 7
	委員	石山 卓磨	再任	H31. 4. 7
	委員	大宮 正	再任	H31. 4. 7
	委員	小林 孝一	再任	H31. 4. 7
	委員	小宮山 澄枝	再任	H31. 4. 7
	委員	高井 康行	再任	H31. 4. 7
	委員	高木 賢	再任	H31. 4. 7
	委員	畑中 鐵丸	再任	H31. 4. 7
	委員	平出 まや	再任	H31. 4. 7
	委員	八代 徹也	再任	H31. 4. 7
	委員	山崎 宏征	再任	H31. 4. 7
	委員	吉野 高	再任	H31. 4. 7
	委員	大場 民男	再任	H31. 4. 7
	委員	川原 誠	再任	H31. 4. 7
	委員	鈴木 和明	再任	H31. 4. 7
	委員	西川 正志	再任	H31. 4. 7
	委員	平野 曜二	再任	H31. 4. 7
	委員	上原 理子	再任	H31. 4. 7
	委員	土谷 明格	再任	H31. 4. 7
	委員	法常 格	再任	H31. 4. 7
委員	播磨 政明	再任	H31. 4. 7	
委員	若林 正伸	再任	H31. 4. 7	
外務員登録等資格委員会	委員長	河内 隆史	再任	H31. 4. 7
	副委員長	池本 正純	再任	H31. 4. 7
	委員	石山 卓磨	再任	H31. 4. 7
	委員	宇佐美 洋	再任	H31. 4. 7
	委員	小林 孝一	再任	H31. 4. 7
	委員	成道 秀雄	再任	H31. 4. 7
	委員	山田 廣己	再任	H31. 4. 7
	委員	吉野 高	再任	H31. 4. 7

Ⅲ 業務の実施状況

1. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、内部管理責任者制度の運用、会員におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための態勢整備に係る支援、商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の運営、会員に対する指導や内部管理責任者制度の取組状況に係るモニタリング（監査）、商品取引事故の確認申請等の運営、会員の企業情報の開示等の事業を行ったほか、商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正を行った。

(1) 内部管理責任者制度の運用

会員の内部管理責任者等に関する規則に基づき、内部管理責任者、営業責任者、内部管理総括責任者等に対して以下のとおり所要の研修を実施した。

① 令和元年度内部管理責任者等研修の実施状況

内部管理責任者等研修は、内部管理責任者及び営業責任者が自社の各営業単位において法令諸規則を遵守した営業活動が行われるよう監視すること等をその職務とするとの観点から、当該職遂行に係る実践的な知識の習得を目的とする内容とし、東京、大阪の2地区において合計4回開催し、会員34社161名が受講した。効果測定の結果、責任者資格の取得を希望する全受講者が研修を修了し、内部管理責任者又は営業責任者の資格が付与された。

なお、既に本研修を受講・修了している内部管理責任者又は営業責任者のうち、希望する者は本研修を受講できる旨を案内したところ、会員10社から15名の役職員が受講した。

また、3月の研修については、資格取得のための講習受講期限の満了する1名に対して実施し、それ以外の38名には新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し受講者及び本会職員の安全を確保する観点から、研修の延期と代替日を後日通知する旨の通知を发出了た。

[令和元年度内部管理責任者等研修の開催日等]

	開催日	地区	開催会場	受講社数／受講者数	修了証書発行社数／修了者数
1	8月2日(金)	東京①	(株)東京商品取引所 セミナールーム	25社／42名	22社／35名
2	11月15日(金)	大阪①	大阪堂島商品取引所 6階大会議室	10社／64名	10社／60名
3	2月22日(土)	東京②	(株)東京商品取引所 セミナールーム	16社／54名	15社／50名
4	3月4日(水)	東京③	本会会議室	1社／1名	1社／1名
2地区4回開催				34社／161名	32社／146名

[令和元年度内部管理責任者等研修の内容等]

内 容	担 当
第一部 内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について及び総合取引所体制下の外務員資格、内部管理責任者資格について (40分)	事 務 局
第二部 内部管理責任者等と実効性のあるコンプライアンスの確保について (90分)	TMI 総合法律事務所 弁護士 久保 賢太郎 氏
効果測定／レポート作成又は理解度確認 (30分)	事 務 局

② 令和元年度内部管理総括責任者等研修の実施状況

内部管理総括責任者等研修は、当該責任者が経営トップの直下で会社全体の法令遵守体制を総括・管理するとの観点から、職務遂行に係る実践的な知識の習得を目的とする内容とし、10月11日に東京地区において開催し、内部管理総括責任者46名（うち代理出席8名）が受講した

また、本研修は内部管理総括責任者が、自らが受講した研修内容を自社の内部管理責任者や営業責任者に展開することが求められているが、その代替措置として各社の内部管理責任者や営業責任者が直接本研修を受講することも許容されており、当該代替措置により受講した内部管理責任者等は14社30名であった。

[令和元年度内部管理総括責任者等研修の開催日等]

開催日	開催会場	内部管理総括責任者 受講社数／受講者数 (うち代理受講者)	内部管理責任者及び 営業責任者 受講社数／受講者数	受講者数
1 10月11日(金)	(株)東京商品取引所 セミナールーム	46社／46名 (8名)	14社／30名	76名
1地区1回開催				76名

[令和元年度内部管理総括責任者等研修の内容等]

内 容	担 当
第一部 法令違反から会社を守る内部管理体制の構築と運用について (120分)	TMI総合法律事務所 弁護士 久保 賢太郎 氏
第二部 内部管理責任者制度の概要及び総合取引所時代における外務員制度、内部管理責任者制度について (30分)	事 務 局
「アンケート」実施 (10分)	事 務 局

(2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための態勢整備に係る支援

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準作りを担う金融活動作業部会 (FATF) による10月の第4次対日相互審査への対応として、我が国のマネー・ローンダリン

グ防止等の対応水準を高める取組みを推進するため、主務省は、令和元年8月14日に商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者におけるマネロン・テロ資金供与対策の取組みを記載した「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の一部を改正するとともに、「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を制定した。そして、各商品先物取引業者に対して取組み状況及びその改善策の報告を求めることにより、より実効的な態勢整備を促し、それら報告内容に基づいて当業界全体に係るリスク評価を実施した。

こうした状況の下、本会では、平成31年1月30日に制定した「反社会的勢力の排除に関する規則」を4月1日から施行し、顧客の反社会的勢力への該当性に係る照会制度の運用を始めた。また、主務省の制定したマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインを踏まえ、同ガイドラインで示された「対応を求められる事項」及び「対応が期待される事項」について、各商品先物取引業者が何を点検すればよいのか、どのような対応が考えられるのか等の実務対応の一例及びその留意事項を示すため、8月14日に『商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～を作成し、会員に提供した。

(3) 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営

4月1日に施行した「反社会的勢力の排除に関する規則」及び「反社会的勢力照会制度の利用規約」に基づき、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客について、会員からの反社会的勢力への該当性に係る照会制度の運用を開始した。本年度の照会件数は、会員17社から3,321件であった。

(4) 商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく指導等

「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」に基づき、相談センターで受け付けた未取引の苦情1件について、会員1社に対して報告を求め、その内容を精査した結果、当該会員の商品先物取引業務の適正な運営を確保し、顧客を保護するために同条第1項に定める措置を講じることが適当と認められたため、書面により社内規則の変更に関する勧告及び社内規則の遵守に関する指導を行った。

これを受けて当該会員より社内規則の改正案が提出され、その内容が変更に関する勧告の趣旨を反映していると確認されたことから、これを受理するとともに、12月24日に苦情等の再発防止に万全を期すよう書面にて要請した。

また、相談センターで受け付けた未取引の苦情1件について、会員に書面にて報告を求めた。

(5) 自主規制ルールの整備

① 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴い、有価証券報告書の記載項目及びその内容に変更があった。

これに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、対象会員の有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第75回自主規制委員会（5月15日書面開催）の審議を経て、第162回理事会（5月30日開催）において改正を行った。

- ② 「『商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～」の作成等
(前掲、(2)を参照)

③ あっせん・調停委員会規則に関する細則の一部改正

第198回通常国会において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）が6月7日に成立し、同月14日に公布された。この整備法では、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化を図るための措置等が講じられた。商先法に規定する欠格条項についても、この趣旨に基づき整備法第119条において一部改正が行われた。

また、省令においても個別審査規定等の整備を行うための一部改正が行われ、パブリックコメントの募集が10月25日から11月23日まで行われた後、12月14日から施行された。

これを受けて、「あっせん・調停委員会規則に関する細則」の委員の欠格事由について、第83回総務委員会（11月13日開催）の審議を経て、第165回理事会（12月4日）において改正し、12月14日から施行した。

(6) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認申請（様式第1号）、主務大臣への事後報告（様式第2号）及び本会への事後報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度（平成31年4月解決分の5月報告から令和2年3月解決分の4月報告まで）は様式第1号が0件、様式第2号が168件、様式第3号が50件であった。

(7) 会員に対する監査等の実施状況

監査規則に基づき、個人顧客を相手方とする対面取引を行う会員のコンプライアンス水準のさらなる向上を図るため、勧誘段階のみならず取引段階における内部管理責任者制度の取組状況に関するモニタリング（監査）を平成29年度から開始した。本年度は6社に対して監査を、取引規模の小さい1社に対して調査（ヒアリング）を実施し、これにより対象となる

会員を一巡した。このうち4社については、本会と保護基金の運営の効率化を図る観点から同時に監査を実施した。

また、同規則に基づき、対象会員19社から事業年度終了後に社内監査報告書の提出を受け、内容を調査した。

さらに、商品取引事故、苦情・紛争等を含めた各種の情報を本会内で共有し、必要に応じて会員に対してヒアリングや注意喚起を行った。

(8) 商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。

(9) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に基づき、会員の決算に合わせ年次開示資料を本会Webサイトに掲載した（12月決算は4月26日に2社、3月決算は8月1日に11社、8月8日に16社、5月決算は9月30日に1社、9月決算は2月6日に1社）。

また、対象会員の取引開始基準については、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、その変更に伴い、随時その提出を求め、本会Webサイトに掲載した。

本会Webサイトにおける掲載期間を超え現在未掲載の年次開示資料等（平成30年3月期前や脱退会員等）の開示請求については、平成28年度以降は皆無となっている。

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情、紛争等の解決に係る事業では、主として顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせの応対、苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

(1) 相談（問い合わせ）の受付状況

① 問い合わせの受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	118	105
国内取引	(100)	(96)
外国取引	(0)	(0)
店頭取引	(18)	(9)
元会員等に関するもの	19	13
その他	101	81
合 計	238	199

※現会員等に関するもの：受付時に会員等であって名称が判明したもの
 元会員等に関するもの：受付時に既に脱退した会員等で名称が判明したもの
 その他：会員等名称が判明しないもの、商品デリバティブ取引に直接関係しないもの等

問い合わせの受付件数は238件であり、昨年度の199件と比べて39件（19.6%）増加した。その内訳は、現会員等に関するものが118件（49.6%）、元会員等に関するものが19件（8.0%）、その他が101件（42.4%）であった。

また、国内取引に関する問い合わせは100件（昨年度96件）、外国取引に関する問い合わせは4年度連続して0件、店頭取引に関する問い合わせは18件（同9件）であった。

② 問い合わせの内容別件数

問い合わせの内容（件数の多い順）	本年度	昨年度
損金を取り戻せるか否かに関するもの	① 46 (19.3%)	① 47 (23.6%)
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	② 17 (7.1%)	② 12 (6.0%)
勧誘に関するもの	③ 15 (6.3%)	③ 9 (4.5%)
日商協の対応に関するもの （苦情処理・紛争仲介の手続き等）	④ 13 (5.5%)	⑥ 7 (3.5%)
売買に関するもの	⑤ 11 (4.6%)	③ 9 (4.5%)
上記以外	136 (57.1%)	115 (57.8%)
合 計	238 (100.0%)	199 (100.0%)

※相談件数欄の丸数字は、当該年度の件数順位を示す。

内容別件数で最も多かったのは平成24年度から「損金を取り戻せるか否かに関するもの」であったが、受付件数の増加に比較して微増であった。上位に大きな変動はなかったものの、「日商協の対応に関するもの」と「勧誘に関するもの」が増加した。

(2) 苦情の受付及び処理の状況

① 苦情の受付件数

	本年度	昨年度
国内取引	3	7
外国取引	0	0
店頭取引	0	0
合 計	3	7

苦情の受付件数は3件であり、昨年度の7件に比べて4件減少し、最も少なかった平成28年度の6件を下回った。これを商品デリバティブ取引別で見ると、すべてが国内取引に関するものであった。

なお、平成31年1月から令和元年12月までの12か月間、苦情の受付はなかった。

② 苦情の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	1 (33.3%)	5 (71.4%)
一任売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
無断売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	1 (33.3%)	1 (14.3%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	1 (33.3%)	1 (14.3%)
そ の 他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	3(100.0%)	7(100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情3件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型、仕切回避類型及び連絡不備類型が各1件であった。

③ 苦情の処理状況

処理結果	本年度	昨年度
解 決	1 (33.3%)	3 (42.9%)
取下げ	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打切り	1 (33.3%)	4 (57.1%)
処理中	1 (33.3%)	0 (0.0%)
合 計	3 (100.0%)	7 (100.0%)

苦情3件のうち、解決1件、打切り1件を合わせた2件が本年度内に苦情処理を終了した。

(3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	12 (12)	11 (6)
外国取引	0 (0)	0 (0)
店頭取引	0 (0)	0 (0)
合 計	12 (12)	11 (6)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は昨年度より1件増の12件となり、すべてが国内取引によるものがあった。また、紛争仲介のすべてが直接申出となったのは初めてであった。

② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	9 (75.0%)	9	7 (63.6%)	4
一任売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
無断売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
過当売買類型	1 (8.3%)	1	1 (9.1%)	1
仕切回避類型	2 (16.7%)	2	2 (18.2%)	1
返還遅延類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
連絡不備類型	0 (0.0%)	0	1 (9.1%)	0
そ の 他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	12 (100.0%)	12	11 (100.0%)	6

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の申出事由類型では、不当勧誘類型が12件中9件と全体の75.0%を占めた。

③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解 決	6 (40.0%)	5	4 (36.4%)	3
取下げ	0 (0.0%)	0	1 (9.1%)	0
打切り	3 (20.0%)	2	3 (27.3%)	2
処理中	6 (40.0%)	6	3 (27.3%)	1
合 計	15 (100.0%)	13	11 (100.0%)	6

本年度に処理を終了したのは9件（昨年度処理中のもの3件を含む）で、解決6件、打切り3件であった。

(4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	3	7
紛争仲介直接申出	12	6
合 計	15	13

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」（以下「苦情等」という。）の合計件数は15件であり、昨年度の13件に比べ2件増加した。これを商品デリバティブ取引別で見ると、すべてが国内取引に関するものであった。

② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	10 (66.7%)	9 (69.2%)
一任売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
無断売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
過当売買類型	1 (6.7%)	1 (7.7%)
仕切回避類型	3 (20.0%)	2 (15.4%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	1 (6.7%)	1 (7.7%)
そ の 他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	15 (100.0%)	13 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情等の15件を申出事由類型別に分類すると、不当勧誘類型が10件で全体の3分の2を占めた。

③ 苦情等申出人（15名）の属性及び申出の契機

申出人（法人の場合は実際に苦情等となる行為を被った個人の属性で集計）の属性や申出の契機等は次のとおりであった。

- ・性別は、男性が12名（80.0%）、女性が3名（20.0%）であった。
- ・商品デリバティブ取引の未経験者は13名（86.7%）で、その比率は昨年度（11名、84.6%）と同水準であった。
- ・年代別では、30歳代が1名（6.7%）、40歳代が2名（13.3%）、50歳代が7名（46.7%）、60歳代が3名（20.0%）、70歳代が2名（13.3%）となり、50歳代が半数近くを占めた。
- ・職業別では、多い順に会社役員が7名（46.7%）、無職が4名（26.7%）、会社員が2名（13.3%）、自営業とその他が各1名（6.7%）であった。
- ・申出の契機別では、多い順に「主務省からの紹介」が4名（26.7%）、「知人からの紹介」と「契約締結前交付書面等を見て」が各3名（20.0%）、「インターネットを見て」が2名（13.3%）、「弁護士からの紹介」、「消費者生活センターからの紹介」、「その他」が各1

名（6.7％）であった。

(5) 紛争仲介の円滑な運営

① あっせん・調停委員会合同会議の開催等

紛争仲介手続きの円滑化、業務の一層の質的向上を図るため、4月25日にあっせん・調停委員会合同会議を開催し、あっせん・調停委員2名による事例紹介や平成30年12月に各地区で行ったあっせん・調停委員意見交換会での議論を踏まえ、紛争処理の進め方等についての意見交換を行った。（出席委員19名）

また、7月1日に平成30年度の相談等業務レポートと紛争仲介事例紹介をあっせん・調停委員に送付し、情報提供を行った。

② 利用者アンケートの実施

紛争仲介手続きを利用者に信頼される制度としていく上で参考とするため、本年度も引き続き利用者に対して「紛争仲介手続きに関するアンケート調査」を実施した。

(6) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情については、省令第129条に基づいて「苦情処理状況報告書」を主務大臣に毎月提出するとともに、半期ごとに「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」を添付して提出した。

また、同じくあっせん・調停についても、省令第131条に基づいて主務大臣に「あっせん・調停処理状況報告書」を毎月提出した。

(7) 会員への情報提供

① 相談（問い合わせ）状況

相談の対象となった会員等に対して、四半期ごとの受付件数及び相談内容を通知した。また、相談の中からトラブルの未然防止の参考となる事例を会員に書面で周知した。

4月17日	平成31年 1月から 3月受付分
7月26日	平成31年 4月から 令和元年6月受付分
10月25日	令和元年 7月から 9月受付分
1月22日	令和元年10月から12月受付分

② 苦情処理状況等

苦情処理規則に基づき、会員に対して半期ごとの苦情の受付及び処理状況を書面（苦情処理状況通知）で周知した。

（当該期間に係わりのあった会員数）

4月 5日	平成30年度 下半期（10月～ 3月）分	（ 4社）
10月15日	令和元年度 上半期（ 4月～ 9月）分	（ 0社）

③ 紛争処理結果

会員等の商品先物取引業務の改善等の参考となるよう、苦情処理規則及び紛争処理規程

に基づき、苦情（未取引に係る苦情1件）、紛争（11件）の申出内容及び処理結果並びに留意事項等について、「2018年度（平成30年度）紛争仲介事例紹介」として6月20日に会員専用ページに掲載した。

(8) 投資家等に対する情報提供等

① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会が受け付けた相談、苦情及び紛争の処理状況について、毎月の集計を本会Webサイトに掲載した。

また、年間の相談、苦情及び紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2018年度（平成30年度）相談等業務レポート」を作成し、本会Webサイトに掲載した。

② Webサイトによる相談等受付

平成25年度期中より、利用者の利便性向上を目的として本会Webサイト上で相談、苦情等の受付を行っている。本年度は12件（昨年度は7件）の申出があった。

(9) 消費者相談関係機関との情報交換等

次のとおり、消費者相談関係機関に対する研修会を行った。

	会議名	主催
11月15日	消費生活相談員研修会	公益社団法人全国消費生活相談員協会

3. 外務員登録・資格試験等に係る事業

商先法第206条第1項に基づき、主務大臣からの委任を受けて外務員の登録事務を行った。本年度は、新規登録者数が2,038名、登録更新者数が1,224名、登録抹消者数が2,677名であった。

外務員登録資格試験及び登録更新講習に係る事業では、会員等の利便性に寄与するため、平成24年度に導入したコンピュータ方式を引き続き円滑に実施した。

(1) 外務員の登録

本年度末の登録者数は22,467名であり、前年同期の23,106名から639名の減少となった。

なお、従来から連続して統計を取っている国内市場取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

[本年度外務員登録状況]

	合計	うち国内市場取引	うち仲介業者
新規登録者数	2,038	209	46
登録更新者数	1,224	176	2
登録抹消者数	2,677	303	55
年度末外務員数	22,467	1,677	147

(2) 外務員登録資格試験の実施

資格試験の延べ受験者数は391名であり、昨年度の406名より15名減少した。

[本年度外務員登録資格試験実施状況]

	受験者数	合格者数	合格率
4 月 度	112	84	75.0%
5 月 度	67	47	70.1%
6 月 度	27	17	63.0%
7 月 度	34	23	67.6%
8 月 度	14	7	50.0%
9 月 度	12	6	50.0%
10 月 度	18	10	55.6%
11 月 度	32	15	46.39%
12 月 度	24	11	45.8%
1 月 度	21	10	47.6%
2 月 度	11	5	45.5%
3 月 度	19	9	47.4%
計	391	244	62.4%

(3) 登録更新講習の実施

更新講習の受講者数は216名であり、修了者数も同じであった。そのうち、更新のための修了者は186名、再登録のための修了者は30名であった。

なお、昨年度との比較では、受講者数、修了者数とも31名、更新のための修了者が30名、再登録者のための修了者が1名減少した。

[本年度更新講習実施状況]

	受講者数	修了者数	更新講習修了者の内訳	
			更新	再登録
4 月 度	31	31	27	4
5 月 度	22	22	21	1
6 月 度	11	11	7	4
7 月 度	15	15	13	2
8 月 度	6	6	6	0
9 月 度	11	11	9	2
10 月 度	22	22	16	6
11 月 度	26	26	23	3
12 月 度	6	6	5	1
1 月 度	12	12	9	3
2 月 度	19	19	17	2
3 月 度	35	35	33	2
計	216	216	186	30

(4) 外務員登録申請等における本人確認書類の見直し

主務大臣に登録する会員の外務員登録等に係る行政コスト（書類を入手する時間や経費等）を削減する観点から、登録申請に際して添付する資料のうち、住民票の写しに限定されていた本人確認書類について、運転免許証をはじめとする計8種類を新たに認めることとし、3月31日に「外務員登録管理システム 事務手続きマニュアル」を改訂して会員に周知した。

4. 広報等に係る事業

(1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてWebサイトを用いている。本年度における本会Webサイトの総訪問件数は189,081件であり、昨年度（170,576件）より18,505件増加した。

① 投資家向けコンテンツの充実

登録外務員数、問い合わせ・苦情等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため会報（6月、10月、1月の3回）を作成し、本会Webサイトに掲載した。

③ 会員向け情報提供

会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。また、業界内での自社の位置付けが分かる情報として、商品先物取引業に係る営業収益や規模別登録外務員数等の階層別データを作成し、掲載した。

④ 情報公開

本会は、特別の法律（商先法）により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、本会Webサイトに掲載した。

(2) 本会の認知度向上策

ロゴマークをWebサイト、封筒、名刺、資料の表紙等に利用し、パンフレットをTOCOMスクエアに備え置くなど認知度向上に努めた。

(3) 報道関係への対応

① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計2回開催した。

② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象とした協会広報としてニュースリリースを計28回発行した。